

#	質問	回答
1	いしかわ旅行割キャンペーンは、いつまでの予約が補助の対象となりますか。	令和5年6月30日(金)まで<宿泊商品は令和5年7月1日(土)チェックアウト分まで>の予約が対象です。 ただし、令和5年4月29日(土)～令和5年5月7日(日)<5月8日(月)チェックアウト分>までは対象外となります。 予算の限度額に達した場合等、前倒しで予約受付を終了する場合があります。 ※観光クーポンは令和5年7月1日(土)まで利用可能です。 3月16日更新
2	令和5年4月1日(土)以降の予約に関して、予約開始日前の既存予約は補助対象になりますか。	対象外となります。 令和5年4月1日(土)以降の予約に関しましては、『予約開始日:令和5年3月16日(木)』以降の予約が補助対象となります。 3月16日更新
3	補助金の対象となる宿泊施設はどこですか。	当ホームページ「宿泊施設を探す」よりご確認ください。
4	利用回数に制限はありますか。	利用回数に制限はありません。ただし、1回の旅行において7泊分までが補助の対象となります。
5	子供や乳幼児は対象となるのでしょうか。	対象となります。 ※旅行代金の異なる子供や幼児を人数に加えることにより、最低旅行代金を下回る場合には、申請として除くことも可能です。 (例) 合計旅行代金:15,000円/2泊3日の宿泊を伴う旅行 ※平日2泊 <大人2名、無料の乳幼児をカウントしない場合> (平日数 × 3,000円 + 休日数 × 2,000円) × 参加人数 (2日 × 3,000円 + 0日 × 2,000円) × 2名 = 最低旅行代金 12,000円 ⇒合計旅行代金が最低旅行代金以上のため補助の対象となります。 <大人2名 + 無料の乳幼児をカウントする場合> (平日数 × 3,000円 + 休日数 × 2,000円) × 参加人数 (2日 × 3,000円 + 0日 × 2,000円) × 3名 = 最低旅行代金 18,000円 ⇒合計旅行代金が最低旅行代金未満のため補助の対象外となります。
6	外国人はいしかわ旅行割キャンペーンの対象となりますか。	日本国内居住者であれば、外国人の方も対象となります。 日本国内に居住実態のない、観光・ビジネス目的などの短期滞在の場合は、対象外です。 技能実習生等、日本への居住が明らかである場合は、対象となります。
7	日本へ一時帰国中の日本国外在住の日本人は対象ですか。	対象外です。 居住地が日本国外で、一時的に日本に帰国する(している場合)、日本国内に居住の実態があるとは言えないため、対象外となります。
8	本人確認書類として有効な書類には、具体的に何がありますか。	運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード、健康保険証、パスポート、学生証、在留カード、障がい者手帳、国または地方公共団体の機関が発行した身分証明書等、『氏名』および『住所(居住地)』を確認できる公的書類の原本を本人確認書類とします。 ※ただし学生証は、現住所(居住地)が確認できるものとします。
9	12歳未満の場合の本人確認書類として有効な書類には具体的に何がありますか。	行政、公的機関から発行されている証明書(健康保険証・マイナンバーカード・母子手帳等)で、『氏名』と『住所(居住地)』を確認できる書類の原本を本人確認書類とします。
10	日本在住の外国人において、上記の本人確認書類をもっていない場合、有効な本人確認書類は、何がありますか。	在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書等、国または地方公共団体等公的機関が発行した書類の原本を本人確認書類とします。
11	日本国外でワクチン接種を受けました。そのワクチン接種証明は、ワクチン検査パッケージとして、有効ですか。	日本政府が定めたワクチンを接種し、その証明をお持ちの場合は、ワクチン検査パッケージとして有効です。 詳細は、次の厚生労働省ホームページをご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/border_vaccine.html
12	いしかわ旅行割キャンペーン制度を利用したい場合、どこに申込をしたらいいですか。	当ホームページ「宿泊施設を探す」「旅行会社を探す」に掲載の各事業者よりお申込みできます。 ※各事業者によりお申込み方法が異なりますので、ご注意ください。
13	補助金の対象となる旅行商品にはどのような商品がありますか。	参画旅行会社または参画宿泊施設が販売する事業の要件を満たした『交通付宿泊商品』『宿泊商品』『日帰り旅行商品』が補助の対象となります。
14	補助金を利用するための条件を教えてください。	日本国内に居住する旅行者で、『本人確認書類(原本)』と『ワクチン検査パッケージ』の提示が必要です。 有効な本人確認書類は、上記#8の内容をご確認ください。 ワクチン検査パッケージは、ワクチン接種歴3回以上の証明(接種日からの経過期間は不問)または、旅行日当日に有効な陰性の検査結果が確認できる書類を指します。 なお、有効な陰性結果証明は下記の通りです。 ①PCR・抗原定量検査(検体採取日+3日) ②抗原定性検査(検体採取日+1日)の陰性証明 ※ただし、12歳未満については同居する親等の監護者が同伴する場合には、ワクチン検査パッケージの提示は不要です。(監護者自身がワクチン検査パッケージの提示をすることが前提です。) ※12歳未満で、同居の監護者が同伴しない場合は、本人のワクチン検査パッケージを提示いただく必要がございます。但し、ワクチン接種証明は、2回以上の接種で可とします。
15	旅行当日、本人確認書類の提示ができない場合はどうすればいいですか。	旅行当日に本人確認書類原本を提示いただけない場合は、補助の対象外となります。 ※後日提示、コピーや画像での提示も補助の対象外となります。ご注意ください。

#	質問	回答															
16	複数人で申し込みをし、旅行当日、そのうちの1人が提示書類(「本人確認書類(原本)」と「ワクチン検査パッケージ」)を忘れてしまいました。その場合、全員が補助金の対象外となりますか。	<p>提示書類(「本人確認書類(原本)」と「ワクチン検査パッケージ」)を持参しなかった旅行者のみ補助の対象外となります。</p> <p>(例) 3人のうち、1人が持参しなかった場合 旅行者A(持参あり) → 対象 旅行者B(持参あり) → 対象 旅行者C(持参なし) → 対象外</p> <p>※予約先によって提示が必要なタイミングが異なります。詳しくは下図をご確認ください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>販売窓口</th> <th>宿泊施設直接予約</th> <th>OTA</th> <th>旅行代理店</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本人確認書類</td> <td colspan="3">本人確認書類(原本)の確認が必要</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ワクチン検査パッケージ</td> <td>接種証明3回以上</td> <td>ワクチン接種歴3回以上の確認必要 ※ワクチン3回以上接種済み証明書等</td> <td>旅行代理店で事前確認済みの場合は、確認不要</td> </tr> <tr> <td>陰性証明</td> <td colspan="2">旅行開始日に有効な陰性証明の確認必須 ※陰性の検査結果通知書</td> </tr> </tbody> </table>	販売窓口	宿泊施設直接予約	OTA	旅行代理店	本人確認書類	本人確認書類(原本)の確認が必要			ワクチン検査パッケージ	接種証明3回以上	ワクチン接種歴3回以上の確認必要 ※ワクチン3回以上接種済み証明書等	旅行代理店で事前確認済みの場合は、確認不要	陰性証明	旅行開始日に有効な陰性証明の確認必須 ※陰性の検査結果通知書	
販売窓口	宿泊施設直接予約	OTA	旅行代理店														
本人確認書類	本人確認書類(原本)の確認が必要																
ワクチン検査パッケージ	接種証明3回以上	ワクチン接種歴3回以上の確認必要 ※ワクチン3回以上接種済み証明書等	旅行代理店で事前確認済みの場合は、確認不要														
	陰性証明	旅行開始日に有効な陰性証明の確認必須 ※陰性の検査結果通知書															
17	一棟貸しの旅行プランの場合、販売補助金はどのように計算されますか。	<p>①旅行代金総額(=一棟の合計宿泊代金)に20%を乗じます。 ②宿泊旅行の上限額3,000円に、宿泊する合計人数と泊数を乗じます。 ※①②を比較し、安い方を販売補助額とします。 ※ただし最低旅行代金を下回る場合は補助の対象外となります。 (平日3,000円、休日2,000円<1人1泊/日あたり>)</p>															
18	補助対象外の旅行者がいる場合、補助金はどのように算出されますか。	<p>補助対象外となる旅行者1人当たりの金額を差し引いて算出します。 補助対象外の旅行者の旅行代金が算出できない場合は、合計旅行代金を合計人数で按分し、一人当たりの旅行代金を算出します。合計旅行代金から対象外の旅行者分の旅行代金を差し引き、補助額を算出する合計旅行代金とします。</p>															
19	石川県内の市町が実施する割引事業との併用はできますか。	<p>市町が実施する割引事業側が併用可能な場合に限り、本事業と併用できます。その場合、市町が実施している割引を先に適用し、残りの旅行代金に対して本事業の補助金を適用します。</p>															
20	入湯税、宿泊税、旅行取扱料金、サービス料は補助金の対象となりますか。	<p>旅行代金の一部として精算される場合は補助金の対象となります。(これらの料金を別で支払う場合は対象外となります)</p>															
21	利用人数の制限はありますか。	<p>利用人数の制限はありません。</p>															
22	当日の旅行申込みは、補助金の対象となりますか。	<p>対象となります。ただし旅行会社や宿泊施設によっては、当日受け付けを不可としている場合があります。詳しくは、予約先の旅行会社、宿泊施設へご確認ください。</p>															
23	複数人で宿泊したい場合、「本人確認書類(原本)」および「ワクチン検査パッケージ」の提示は代表者1名のみでよいですか。	<p>同行者全員の『本人確認書類(原本)』および『ワクチン検査パッケージ(ワクチン3回以上接種歴、または陰性の検査結果)』の提示が必要です。 ※予約先によって提示が必要なタイミングが異なります。詳しくは下図をご確認ください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>販売窓口</th> <th>宿泊施設直接予約</th> <th>OTA</th> <th>旅行代理店</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本人確認書類</td> <td colspan="3">本人確認書類(原本)の確認が必要</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ワクチン検査パッケージ</td> <td>接種証明3回以上</td> <td>ワクチン接種歴3回以上の確認必要 ※ワクチン3回以上接種済み証明書等</td> <td>旅行代理店で事前確認済みの場合は、確認不要</td> </tr> <tr> <td>陰性証明</td> <td colspan="2">旅行開始日に有効な陰性証明の確認必須 ※陰性の検査結果通知書</td> </tr> </tbody> </table>	販売窓口	宿泊施設直接予約	OTA	旅行代理店	本人確認書類	本人確認書類(原本)の確認が必要			ワクチン検査パッケージ	接種証明3回以上	ワクチン接種歴3回以上の確認必要 ※ワクチン3回以上接種済み証明書等	旅行代理店で事前確認済みの場合は、確認不要	陰性証明	旅行開始日に有効な陰性証明の確認必須 ※陰性の検査結果通知書	
販売窓口	宿泊施設直接予約	OTA	旅行代理店														
本人確認書類	本人確認書類(原本)の確認が必要																
ワクチン検査パッケージ	接種証明3回以上	ワクチン接種歴3回以上の確認必要 ※ワクチン3回以上接種済み証明書等	旅行代理店で事前確認済みの場合は、確認不要														
	陰性証明	旅行開始日に有効な陰性証明の確認必須 ※陰性の検査結果通知書															
24	大人と子供の旅行代金が異なる場合、販売補助金はどのように計算すればいいですか。	<p>①旅行代金総額(=大人と子供の合計宿泊代金)に20%を乗じます。 ②宿泊旅行の上限額3,000円に、宿泊する合計人数と泊数を乗じます。 ※①②を比較し、安い方を販売補助額とします。 ※ただし最低旅行代金を下回る場合は補助の対象外となります。 (平日3,000円、休日2,000円<1人1泊/日あたり>)</p>															

#	質問	回答
25	感染状況等により全国旅行支援を停止した都道府県がある場合、その県の在住者が、他県へ行く旅行も対象外となるのでしょうか。	対象外とはなりません。 各都道府県の判断で全国旅行支援キャンペーンを停止する場合、その都道府県の在住者は、キャンペーン実施中の都道府県への旅行は補助対象となります。 あくまでもキャンペーンが停止となった都道府県を目的地とする旅行が対象外となります。 A県にてキャンペーンが停止される場合 ○ A県 → B県 への旅行 × B県 → A県 への旅行 ※ただし、国の判断でキャンペーンを停止する場合においては、双方への旅行において補助金は適用されません。
26	出張などのビジネス利用は、補助の対象になりますか。	対象となります。 ただし、公費出張(公費による公務員の出張、修学旅行等を引率する場合を含む)は対象外となります。
27	コンパニオンサービスを含む商品は補助の対象になりますか。	接待等を伴うコンパニオンサービスを含む商品は対象外です。 ただし、コンパニオン代を除いた宿泊代金は、補助の対象とすることは可能です。
28	複数の県をまたぐ旅行の場合、観光クーポンは宿泊する都道府県内それぞれでしか使用できないのでしょうか。	観光クーポンは各都道府県により発行され、当該都道府県内でのみ利用可能です。

#	質問	回答
1	石川県観光クーポンとはどういうものですか。	いしかわ旅行割キャンペーンに登録された取扱店舗(土産物店、飲食店、観光施設、交通機関など)で利用いただけるクーポンです。令和5年1月10日以降は、スマートフォンを使ってご利用いただく電子クーポンになります。
2	石川県観光クーポンは、紙クーポンですか、電子クーポンですか。	原則、電子クーポンです。 ※スマートフォンをお持ちでない旅行者、修学旅行等でスマートフォンを使用できないと旅行者より申し出があった場合のみ例外措置として、紙クーポンを配布する場合があります。
3	石川県観光クーポンには、種類がありますか。	電子クーポン引換券2種(平日2,000円券、休日1,000円券)、紙クーポン1種の計3種がございます。
4	石川県観光クーポンはいつまで利用できますか。	令和5年7月1日(土)までご利用いただけます。
5	石川県観光クーポンはどこで利用できますか。	いしかわ旅行割キャンペーンに登録された取扱店舗(土産物店、飲食店、観光施設、交通機関など)でご利用いただけます。詳しくは当ホームページの「クーポンを使えるお店を探す」にてご確認ください。
6	電子クーポンで支払う時、2次元コードが読み取れません。	2次元コードの下に記載されているパスコード(6桁の数字)をお支払い画面に入力し、決済してください。
7	石川県観光クーポン(電子クーポン)の利用にあたり、スマートフォン等の推奨環境はありますか。	【OS】 ・iPhone ⇒ iOS10以降 ・Android ⇒ Android7.0以降 【ブラウザ】 ・iPhone ⇒ Safari 最新版 ・Android ⇒ Chrome 最新版 ※2017年2月以前のらくらくスマートフォンはご利用いただけません。 また、海外製のスマートフォン(Google、Androidであっても)に関しましても一切、動作保証はしておりませんのでご注意ください。
8	石川県観光クーポン(紙クーポン)を利用する前に半券を切り取ってしまいました。使用できますか。	半券が切り取られた石川県観光クーポンは無効となります。使用前に、切り取りをされないようご注意ください。
9	石川県観光クーポン(紙クーポン)を利用する前に、クーポンを汚損してしまいました。使用できますか。	紙クーポン券裏面のクーポン券番号の判読ができる場合は、ご使用できます。
10	石川県観光クーポンを第三者へ譲渡・販売・物品への交換はできますか。	できません。インターネット等での転売は厳禁です。
11	石川県観光クーポンを寺社仏閣の拝観料等に利用できますか。	利用可否は、各寺社仏閣にお問い合わせください。
12	旅行会社で、旅行代金の支払いに石川県観光クーポンを利用できますか。	いしかわ旅行割キャンペーンを適用した旅行代金の支払いにはご利用いただけません。
13	宿泊施設での宿泊代金の支払いに石川県観光クーポンを利用できますか。	いしかわ旅行割キャンペーンを適用した宿泊代金の支払いにはご利用いただけません。ただし、石川県観光クーポン取扱店舗として登録がある宿泊施設(ステッカーが目印)であれば、宿泊代金以外の飲料や館内利用料、売店等での支払いにご利用いただくことが可能です。詳しくは当ホームページの「クーポンを使えるお店を探す」にてご確認ください。
14	他の商品券等と合わせて商品の支払いに利用できますか。	利用可能です。ただし異なる商品券等との併用を認めていない商品券等もございますので、各商品券等の発行元に併用の可否をご確認ください。
15	石川県観光クーポンで支払いをした場合、お釣りはありますか。	お釣りはできません。 電子クーポンは、1円単位でご利用いただけます。 ※ただし、一部の店舗で、100円単位、10円単位等、単位の制約がある場合がございます。
16	石川県観光クーポンを石川県外への乗車券、乗船券の支払いに利用できますか。	利用できません。

3月16日更新

#	質問	回答										
17	石川県観光クーポンが利用できない商品・サービスはありますか。	<p>税金や社会保険料などの行政機関への支払い、金券など換金性の高いものなどの購入には利用できません。詳しくは下図をご確認ください。</p> <p>▼ 観光地における消費を喚起するという制度趣旨に鑑み、以下については観光クーポンの利用対象といたしません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政機関への支払い</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課 ● 社会保険料(医療保険、年金保険、雇用保険等) ● 宝くじ(ジャンボ宝くじ、全国通常宝くじ、ブロック宝くじ、ナンバーズ、ミニロト、ロト6、ロト7、ビンゴ5等)、スポーツ振興くじ(toto、BIG)等 ● その他(自治体指定のゴミ袋、競馬、競輪、競艇、オートレース等) ※行政機関が運営する運送サービスの料金や博物館・美術館の入館料等は対象 </td> </tr> <tr> <td>日常生活における継続的な支払い</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気・ガス・水道・電話料金等・NHK放送受信料 ● 不動産賃料・駐車場の月極・定期利用料 ● ※コインパーキング等の一時利用に係る料金は対象 ● 保険料(生命保険、火災保険、自動車保険等) 旅行中に必要となる国内旅行傷害保険や地域でのサービスに付随して、購入する保険も対象外 </td> </tr> <tr> <td>換金性の高いものの購入</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 金券(ビール券、清酒券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、店舗が独自に発行する商品券等) ● プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等 ● 金融商品(預貯金、振込、株式、投資信託、社債、公債等) ● 現金との交換 </td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業活動に伴って使用する原材料、機器類または商品等 ● 宿泊代金または宿泊を伴う旅行商品の代金 ● 既存の債務の弁済 ● 無償譲渡、寄付、献金、寄進及びこれに準ずるもの ● 風営法第2条第5項第4号及び第5号の営業(遊技場営業)を営む店舗において、提供される商品等 ● 風営法第2条第5項の営業(性風俗関連特殊営業)を営む店舗において提供される商品等 ● 公序良俗に反するもの ● 社会通念上不相当とされるもの ● その他各取扱店舗が指定するもの </td> </tr> </tbody> </table>	区分	事例	行政機関への支払い	<ul style="list-style-type: none"> ● 所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課 ● 社会保険料(医療保険、年金保険、雇用保険等) ● 宝くじ(ジャンボ宝くじ、全国通常宝くじ、ブロック宝くじ、ナンバーズ、ミニロト、ロト6、ロト7、ビンゴ5等)、スポーツ振興くじ(toto、BIG)等 ● その他(自治体指定のゴミ袋、競馬、競輪、競艇、オートレース等) ※行政機関が運営する運送サービスの料金や博物館・美術館の入館料等は対象	日常生活における継続的な支払い	<ul style="list-style-type: none"> ● 電気・ガス・水道・電話料金等・NHK放送受信料 ● 不動産賃料・駐車場の月極・定期利用料 ● ※コインパーキング等の一時利用に係る料金は対象 ● 保険料(生命保険、火災保険、自動車保険等) 旅行中に必要となる国内旅行傷害保険や地域でのサービスに付随して、購入する保険も対象外	換金性の高いものの購入	<ul style="list-style-type: none"> ● 金券(ビール券、清酒券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、店舗が独自に発行する商品券等) ● プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等 ● 金融商品(預貯金、振込、株式、投資信託、社債、公債等) ● 現金との交換 	その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業活動に伴って使用する原材料、機器類または商品等 ● 宿泊代金または宿泊を伴う旅行商品の代金 ● 既存の債務の弁済 ● 無償譲渡、寄付、献金、寄進及びこれに準ずるもの ● 風営法第2条第5項第4号及び第5号の営業(遊技場営業)を営む店舗において、提供される商品等 ● 風営法第2条第5項の営業(性風俗関連特殊営業)を営む店舗において提供される商品等 ● 公序良俗に反するもの ● 社会通念上不相当とされるもの ● その他各取扱店舗が指定するもの
区分	事例											
行政機関への支払い	<ul style="list-style-type: none"> ● 所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課 ● 社会保険料(医療保険、年金保険、雇用保険等) ● 宝くじ(ジャンボ宝くじ、全国通常宝くじ、ブロック宝くじ、ナンバーズ、ミニロト、ロト6、ロト7、ビンゴ5等)、スポーツ振興くじ(toto、BIG)等 ● その他(自治体指定のゴミ袋、競馬、競輪、競艇、オートレース等) ※行政機関が運営する運送サービスの料金や博物館・美術館の入館料等は対象											
日常生活における継続的な支払い	<ul style="list-style-type: none"> ● 電気・ガス・水道・電話料金等・NHK放送受信料 ● 不動産賃料・駐車場の月極・定期利用料 ● ※コインパーキング等の一時利用に係る料金は対象 ● 保険料(生命保険、火災保険、自動車保険等) 旅行中に必要となる国内旅行傷害保険や地域でのサービスに付随して、購入する保険も対象外											
換金性の高いものの購入	<ul style="list-style-type: none"> ● 金券(ビール券、清酒券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、店舗が独自に発行する商品券等) ● プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等 ● 金融商品(預貯金、振込、株式、投資信託、社債、公債等) ● 現金との交換 											
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業活動に伴って使用する原材料、機器類または商品等 ● 宿泊代金または宿泊を伴う旅行商品の代金 ● 既存の債務の弁済 ● 無償譲渡、寄付、献金、寄進及びこれに準ずるもの ● 風営法第2条第5項第4号及び第5号の営業(遊技場営業)を営む店舗において、提供される商品等 ● 風営法第2条第5項の営業(性風俗関連特殊営業)を営む店舗において提供される商品等 ● 公序良俗に反するもの ● 社会通念上不相当とされるもの ● その他各取扱店舗が指定するもの 											
18	観光施設の年間パスポートや有効期間が石川県観光クーポンの有効期限を超える企画乗車船券などについては、石川県観光クーポンを利用できますか。	石川県観光クーポンの利用可能期限を超えるものであっても、その有効期間が石川県観光クーポンの有効期限内に含まれているものであれば利用可能です。										
19	石川県外の駅までの乗車券に、観光クーポンは利用できますか。	利用できません。										
20	カーシェアリングの支払いに、観光クーポンは利用できますか。	利用可能です。										
21	ガソリン代の支払いに、観光クーポンは利用できますか。	利用可能です。										
22	定期観光バスの利用に、観光クーポンは利用できますか。	利用可能です。										
23	通信販売により提供される商品・サービスの支払いに、観光クーポンは利用できますか。	利用できません。										
24	1人1泊(日)あたりの旅行代金が3,000円未満の場合、観光クーポンは配布されますか。	1人1泊(日)あたりの旅行代金(日帰りの場合は1人(日)あたり)が、平日3,000円未満、休日2,000円未満の場合は配布されません。										
25	日帰り旅行では、クーポンをもらえますか。	石川県内の日帰り旅行を取り扱っている参画旅行会社での日帰り旅行でのみ配布されます。										
26	使用しなかった観光クーポンは払い戻しできますか。	払い戻しできません。										
27	観光クーポンを紛失したのですが、再発行はできますか。	再発行はできません。										
28	旅行をキャンセルしたのですが、既に受け取っている観光クーポンはどうしたらいいですか。	受け取った施設に必ず返却をお願いします。使用済み等で返却できない場合、相当額をお支払いください。										
29	宿泊施設等から観光クーポン(紙クーポン)を受け取ったあと、有効期限の記載がないことに気が付きました。そのまま使用できますか。	クーポンを配布した宿泊施設等へ連絡し、有効期限が記入された観光クーポンと交換してください。有効期限が記載されていないクーポンは利用できません。										
30	いしかわ旅行割キャンペーンが停止された場合、観光クーポンの利用は出来ますか。	感染状況等を考慮した上で判断いたしますので、当ホームページ「お知らせ」等で最新の情報をご確認ください。										